

商標法47条の除斥期間の経過後は、その商標登録が不正競争の目的で受けたものである場合を除き、同4条1項10号に該当することを理由とする特許法104条の3に基づく抗弁の主張は許されないが、周知商標主は自己の商標との関係で同号に該当することを理由として、自己に対する当該商標権の行使が権利の濫用に当たることを抗弁として主張できるとした事例

—EemaX事件—

最判平成29年2月28日 平成27年(受)第1876号 (裁判所ウェブサイト)

東海大学 情報理工学部 兼任講師・弁理士 中川 淨宗

◆事案の概要

被上告人Yは、平成6年11月1日、米国法人であるA社の製造する電気瞬間湯沸器（以下、本件湯沸器）について、同社との間で日本国内における独占的な販売代理店契約を締結し、それ以降「エマックス」「EemaX」または「EemaX」の文字を横書きしてなる各商標（以下、Y使用商標）を使用して本件湯沸器の販売を行っている。

平成6年には、YとA社の間で行われた上記契約の締結に関する紹介記事が複数の業界紙に掲載されたほか、平成7年と同11年にはYを広告主とする新聞広告が2回掲載された。また、Yは平成7年から同10年にかけて本件湯沸器の宣伝のため展示会への出展を行った。そして、Yの日本国内における本件湯沸器の販売先は、平成12年7月時点で157の企業等であり、その後も販売先の数は増加しているものの、その販売期間や販売台数は不明である。

上告人Xの代表者は、Xを設立する前の平成14年ごろ、知人を介して本件湯沸器の存在を知り、翌15年秋ごろからYとの間で販売代理店契約の締結交渉を開始した。そして、Xを設立した後の同年12月20日、XとYの間で販売代理店契約が締結された。しかし、その後XとYの間に紛争が生じ、平成18年6月にXがYに対して損害賠償請求訴訟を提起したところ、平成19年5月25日に同訴訟においてXとYの間の上記契約が同日現在において存在しないことを確認するといった内容の訴訟上の和解が成立した。

一方、Xは、指定商品を「家庭用電気瞬間湯沸器、その他の家庭用電熱用品類」とする「エマックス」の文字からなる商標につき、平成17年1月25日に商標登録出願を行い、同年9月16日に商標権の設定登録を受けた（登録第

4895484号。以下、平成17年登録商標）。また、Xは、前記と同じ指定商品に係る「エマックス」と「EemaX」の二段書きの文字からなる商標につき、平成22年3月23日に商標登録出願を行い、同年11月5日に商標権の設定登録を受けた（登録第5366316号。以下、当該商標と平成17年登録商標を合わせて「本件各登録商標」といい、本件各登録商標に係る各商標権を「本件各商標権」という）。

平成21年7月、YがXに対して不正競争防止法に基づく差止等請求訴訟を提起したところ、同23年7月8日、その控訴審においてXが「エマックス」という商品名を使用しない旨を誓約する訴訟上の和解が成立した。しかし、Xは、その後もY使用商標と同一の商標を使用して、本件湯沸器を独自に輸入し、日本国内での販売を継続している。

Yは、平成24年12月、Y使用商標と同一の商標を使用するXの行為が不正競争防止法2条1項1号所定の不正競争に該当するなど主張して、その商標の使用の差止め等を求めて提訴した（本件本訴）。一方、翌25年12月、XはYに対し、本件各商標権に基づき、本件各登録商標に類似する商標の使用の差止め等を求めて提訴した（本件反訴）。

Yは、平成26年2月6日、本件訴訟の第一審弁論準備手続き期日において、本件各登録商標はY使用商標との関係で商標法4条1項10号（以下、商標法については法令名を省略）に定める商標登録を受けることができない商標に該当し、Yに対する本件各商標権の行使は許されない旨の反訴答弁書を陳述した。すなわち、平成17年登録商標については、その設定登録の日から、Yが同号該当性の主張をした弁論準備手続き期日までに、同号該当を理由とする商標登録の無効審判が請求されないまま5年を経過している。

原審(平成27年6月17日福岡高裁平成26年(ネ)第791号)は、本訴請求の一部を認容するとともに、反訴請求について、Y使用商標は4条1項10号にいう他人の周知商標に当たり、Y使用商標と同一または類似の商標である本件各登録商標のいずれについても、商標登録を受けることができないから、39条において準用される特許法104条の3第1項に係る抗弁(以下、権利行使制限の抗弁)が認められ、Yに対する本件各商標権の行使は許されないとして、これを棄却すべきものとした。

以下では、本件の争点のうち、商標法に関する部分を取り上げることとする。

◆判旨—請求一部認容—

1. 権利行使制限の抗弁の可否についての判断

「商標法47条1項は、商標登録が同法4条1項10号の規定に違反してされたときは、不正競争の目的で商標登録を受けた場合を除き、商標権の設定登録の日から5年の除斥期間を経過した後はその商標登録についての無効審判を請求することができない旨定めており、その趣旨は、同号の規定に違反する商標登録は無効とされるべきものであるが、商標登録の無効審判が請求されることなく除斥期間が経過したときは、商標登録がされたことにより生じた既存の継続的な状態を保護するために、商標登録の有効性を争い得ないものとしたことにあると解される(最高裁平成15年(行ヒ)第353号同17年7月11日第二小法廷判決・裁判集民事217号317頁参照)。そして、商標法39条において準用される特許法104条の3第1項の規定(以下「本件規定」という。)によれば、商標権侵害訴訟において、商標登録が無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、商標権者は相手方に対しその権利を行使することができないとされているところ、上記のとおり商標権の設定登録の日から5年を経過した後は商標法47条1項の規定により同法4条1項10号該当を理由とする商標登録の無効審判を請求することができないのであるから、この無効審判が請求されないまま上記の期間を経過した後に商標権侵害訴訟の相手方が商標登録の無効理由の存在を主張しても、同訴訟において商標登録が無効審判により無効にされるべきものと認める余地はない。また、上記の期間経過後であっても商標権侵害訴訟において商標法4条1項10号該当を理由として本件規定に係る抗弁を主張し得ること

とすると、商標権者は、商標権侵害訴訟を提起しても、相手方からそのような抗弁を主張されることによって自らの権利を行使することができなくなり、商標登録がされたことによる既存の継続的な状態を保護するものとした同法47条1項の上記趣旨が没却されることとなる。

そうすると、商標法4条1項10号該当を理由とする商標登録の無効審判が請求されないまま商標権の設定登録の日から5年を経過した後においては、当該商標登録が不正競争の目的で受けたものである場合を除き、商標権侵害訴訟の相手方は、その登録商標が同号に該当することによる商標登録の無効理由の存在をもって、本件規定に係る抗弁を主張することが許されないと解するのが相当である」

2. 権利濫用の抗弁の可否についての判断

「一方、商標法4条1項10号が、商標登録の出願時において他人の業務に係る商品又は役務(以下「商品等」という。)を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標につき商標登録を受けることができないものとしている(同条3項参照)のは、需要者の間に広く認識されている商標との関係で商品等の出所の混同の防止を図るとともに、当該商標につき自己の業務に係る商品等を表示するものとして認識されている者の利益と商標登録出願人の利益との調整を図るものであると解される。そうすると、登録商標が商標法4条1項10号に該当するものであるにもかかわらず同号の規定に違反して商標登録がされた場合に、当該登録商標と同一又は類似の商標につき自己の業務に係る商品等を表示するものとして当該商標登録の出願時において需要者の間に広く認識されている者に対してまでも、商標権者が当該登録商標に係る商標権の侵害を主張して商標の使用の差止め等を求めることは、特段の事情がない限り、商標法の法目的の一つである客観的に公正な競争秩序の維持を害するものとして、権利の濫用に当たり許されないものというべきである(最高裁昭和60年(オ)第1576号平成2年7月20日第二小法廷判決・民集44巻5号876頁参照)。そこで、商標権侵害訴訟の相手方は、自己の業務に係る商品等を表示するものとして認識されている商標との関係で登録商標が商標法4条1項10号に該当することを理由として、自己に対する商標権の行使が権利の濫用に当たることを抗弁として主張することができるものと解されるところ、かかる抗弁につい

ては、商標権の設定登録の日から5年を経過したために本件規定に係る抗弁を主張し得なくなった後においても主張することができるものとしても、同法47条1項の上記……の趣旨を没却するものとはいえない。

したがって、商標法4条1項10号該当を理由とする商標登録の無効審判が請求されないまま商標権の設定登録の日から5年を経過した後であっても、当該商標登録が不正競争の目的で受けたものであるか否かにかかわらず、商標権侵害訴訟の相手方は、その登録商標が自己の業務に係る商品等を表示するものとして当該商標登録の出願時において需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であるために同号に該当することを理由として、自己に対する商標権の行使が権利の濫用に当たすることを抗弁として主張することが許されると解するのが相当である」

◆評釈—結論賛成・理由一部賛成—

1. 本判決の位置づけ

本判決は、まず、商標登録に4条1項10号に該当する無効理由があったとしても、それが「不正競争の目的で商標登録を受けた場合」を除き、商標権の設定登録の日から5年を経過した後は無効審判を請求できない旨の除斥期間(47条1項)が経過した後は、当該商標登録に同号の無効理由が存在することを理由として権利行使制限の抗弁を主張することは許されない旨を判示する(判旨1)。

従前の学説には、除斥期間経過後は、権利行使制限の抗弁をなし得ないとする見解(以下、便宜的に「制限説」)^{*1}、同抗弁をなし得るとする見解(以下、便宜的に「許容説」)^{*2}、一律に同抗弁をなし得るか否かを定めることはできないとする見解(以下、便宜的に「中間説」)^{*3}がある。

また、従前の事例では、「制限説」に基づく判示が見受けられるものとして、東京地判平成17年4月13日「LEGACY事件」^{*4}や東京地判平成19年12月21日「MACKINTOSH事件」^{*5}などが挙げられるのに対して、「許容説」に基づく判示が見受けられるものとして、東京地判平成17年10月11日「ジェロヴィタル化粧品事件」^{*6}が挙げられる。

次に、本判決は、4条1項10号に該当する無効理由がある場合、除斥期間の経過後であっても、当該商標登録が不正競争の目的で受けたものであるか否かにかかわらず、侵害訴訟の相手方は当該登録商標が自己の周知商標と同一または類似の商標であるから同号に該当することを理由とし

て、自己に対する商標権の行使が権利の濫用に当たすることを抗弁として主張できる旨を判示する(判旨2)。

従前の学説には、除斥期間経過後は、権利濫用の抗弁をなし得ないとする見解(以下、便宜的に「消極説」)^{*7}、同抗弁をなし得るとする見解(以下、便宜的に「積極説」)^{*8}の両見解がある。また、従前の事例では、「積極説」による判示が見受けられるものとして、東京地判平成24年2月28日「グレイブガーデン事件」^{*9}が挙げられる。

本判決は、前記の各問題について、「制限説」および「積極説」を採ることを明らかにし、特にその裁判実務上の取り扱いを明確にした点に大きな意義がある。

2. 除斥期間経過後の権利行使制限の抗弁(判旨1)

本判決は、判旨1の理由付けとして、以下の2点を挙げている。第一に、本件規定(特許法104条の3第1項)によれば、商標権侵害訴訟において、商標登録が無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、商標権者は相手方に対しその権利を行使することができないとされているところ、除斥期間の経過に伴い、4条1項10号に該当することを理由として無効審判を請求することができなくなる。よって、無効審判が請求されることなく除斥期間が経過した後にその無効理由の存在を主張しても、同訴訟において商標登録が無効審判により無効にされるべきものと認める余地はないという規定の文言上の問題を挙げる。

「制限説」に立つ見解においても、本判決が判示するように、上記のような本件規定の文言の忠実な解釈をその根拠とするものが多い^{*10}。また、このように解釈することによって、除斥期間の経過後は商標登録の無効審判も権利行使制限の抗弁も行うことができなくなるため、無効審判の結論と侵害訴訟の結論の齟齬^{そご}を可能な限り回避しようとした本件規定の趣旨にもかなうと主張する見解がある^{*11}。

しかしながら、上記の点については、本件規定の文言上も、無効審判の請求ができないからといって、直ちに権利行使制限の抗弁をなし得ないとはいいい切れないとの指摘がなされている。すなわち、本件規定における「無効にされるべきもの」とは「46条に該当するもの」という趣旨であると理解すれば、侵害訴訟では除斥期間の経過を考慮しないという解釈も取り得ると述べる見解がある^{*12}。また、無効審判は対世的に権利を無効にするものであるのに対し、権利行使制限の抗弁は相対的に権利行使を制限するもので

あるから、無効審判の請求の可否と権利行使制限の抗弁の可否を同一に取り扱う必要はないと述べる見解もある^{*13}。

第二に、本判決は、除斥期間の経過後に権利行使制限の抗弁をなし得るとすれば、商標権者は権利行使ができなくなるため、以下のような除斥期間の趣旨を没却することになると判示している。「制限説」に立つ見解においても、本判決が判示するように、除斥期間の趣旨が没却されることの防止をその根拠とするものが多い^{*14}。

ここで、本判決は、除斥期間の趣旨について、最判平成17年7月11日「RUDOLPH VALENTINO事件」を参照して、商標登録がされたことにより生じた既存の継続的な状態を保護するために、商標登録の有効性を争い得ないものとしたことにあると判示している。

除斥期間の趣旨については、たとえ無効理由を有する登録商標であっても、それが4条1項10号のような私益の保護を目的とする無効理由である場合に、一定期間を経過したときには、そのような瑕疵ある商標権の行使による弊害よりも、その使用により当該登録商標に化体したあるいは化体しつつある信用が無効審判で覆されることの弊害のほうが大きいと判断されたものであり、それは商標の使用ないし商標権の安定化を図るためであるとされる^{*15}。本判決の判示も、これらの多数説的な見解に沿うものである。

しかし、上記の点についても、除斥期間の規定は、あくまで無効審判に係る規定であり、侵害訴訟に係る規定ではないといった主張^{*16}、あるいは除斥期間の経過後であっても、登録商標が無効理由を有している限り、瑕疵ある権利の行使を制限すべきであるといった主張^{*17}がなされる。

私見では、本判決の判示するとおり、除斥期間を経過した場合にあっては、権利行使制限の抗弁をなし得ないと考える。すなわち、同抗弁は、後述する権利濫用の抗弁とは異なり、無効審判において無効にされるべきものと認められるときに限られるか否かにかかわらず、結局のところ専ら当該権利に係る無効理由の存否を問題にするものであり、当該権利に無効理由があれば、少なくとも規定の文言上はその行使が一律に制限されることになる。

確かに、権利行使制限の抗弁は、無効審決とは異なり、当該訴訟当事者間の当該事件限りのものであるが、ある訴訟において無効理由が存在すると判断された場合に、別の訴訟において同一の証拠に基づいて同一の無効理由が主張されれば、その判断が異なる蓋然性は低く^{*18}、またその

限度で既存の法律状態が覆されることに変わりはない^{*19}。つまり、出願時ないし査定審決時といった過去の時点において当該商標登録には不登録事由があったとの一事をもって(4条3項)、当該商標権が事実上空権化することになる。

そうすると、とりわけ現時点において当該登録商標に業務上の信用が化体している場合には、前記のような除斥期間の趣旨をないがしろにすることはもちろん、登録商標に化体する業務上の信用を永続的に保護するというわが国の商標制度の根幹に反することになる^{*20}。

最後に、「中間説」について検討すると、権利行使を認めた場合の弊害と権利行使制限の抗弁を認めた場合における権利の安定の比較衡量によって同抗弁の成否を決すべきであるとする見解^{*21}、あるいは商標権の設定登録後の状況の変化を見極めて判断すべきであるとの見解^{*22}がある。

しかしながら、少なくとも本件規定や47条の規定には明示されていない、そのような比較衡量や事後的な事情の参酌が条文の解釈として認められるのか、やや疑問である。また、そのような抽象的な要素に基づいて同抗弁の可否を判断すれば、それこそ前述の除斥期間の趣旨である商標の使用や商標権の安定化をかえって損なうことになる。本判決の判示するとおり、除斥期間の経過後は権利行使制限の抗弁を一律に制限したうえで、結論の妥当性を確保すべく比較衡量や事後的な事情の参酌が必要であるならば、次項の権利濫用の抗弁において検討するのが適切である。

以上のことから、除斥期間の経過後は4条1項10号の該当を理由とする権利行使制限の抗弁をなし得ないとした本判決は、その結論において妥当である。

3. 除斥期間経過後の権利濫用の抗弁（判旨2）

本判決は、判旨2の理由付けとして、4条1項10号の規定の趣旨について判示したうえで、最判平成2年7月20日「ポパイ・マフラー事件」を参照し、周知商標と同一または類似の登録商標の商標権者が、当該周知商標主に対して、当該商標権を行使することは、特段の事情がない限り、権利の濫用に当たり許されないと判示する。

本判決は、4条1項10号の趣旨について、周知商標との関係における出所混同の防止、および当該周知商標主の利益と商標登録出願人の利益を調整するためのものであると判示している。同号の趣旨については、その使用により一定の業務上の信用が化体した周知商標と同一または類似の

商標について、当該周知商標主以外の者が商標登録を受け
るのを防止することで、周知商標主が有する既得権を保護
するとともに、出所混同の防止を図ったものとされる^{*23}。
本判決の判示も、これらの多数説的な見解に沿っている。

「消極説」は、前記のような除斥期間の趣旨、除斥期間
経過後の権利行使制限の抗弁を否定することとの均衡^{*24}、
そして同抗弁との実質的な目的の共通性より同様の解釈を
取るべきであることから^{*25}、除斥期間の経過後は権利濫用
の抗弁もなし得ないと主張する。

しかし、権利行使制限の抗弁が無効理由の存在する場合
になし得るものであるのに対し、権利濫用の抗弁は、「ポ
パイ・マフラー事件」が判示するとおり、商標登録に無効
理由が存在しない場合であってもなし得るものである^{*26}。
また、権利行使制限の抗弁は、権利濫用の抗弁を排除する
趣旨のものでもない^{*27}。そもそも権利濫用の抗弁は普遍
的な性質を有する事柄であるから（民1条3項）^{*28}、両者
の法的な性質は全く異なるものである。

また、前述の除斥期間を巡る問題についても、それはあ
くまでも商標登録に無効理由がある場合の問題であるか
ら、無効理由の存否とは直結しない権利濫用の抗弁では少
なくとも直接的には関係がない事柄である^{*29}。つまり、
時間の経過に伴い登録商標に業務上の信用が蓄積されてい
たととしても、それは権利の濫用に当たるか否かの一要素と
して検討すれば足りる問題である。よって、本判決が、除
斥期間の経過後であっても、権利の濫用に当たることを抗
弁として主張し得ると判示した点は妥当である。

そして、本判決が判示するように、商標に化体した業務
上の信用を保護し、もって公正な競争秩序の維持を図ろう
とする商標法の趣旨（1条）に反するような商標権の行使は、
信義誠実の原則から許されない（民1条2項）。権利濫用
の抗弁によれば、上記のとおり永続的な保護を前提とする
商標権について、商標権の設定登録から現在に至るまでの
諸事情に鑑み、個別具体的な事案に応じて柔軟で妥当な解
決を図ることができよう。すなわち、当該抗弁が認められ
るか否かは、山崎裁判官が補足意見において述べるように、
権利者の主観的な悪性および行為の客観的な悪性に着目し
て、諸事情を勘案して総合的に判断されることになる^{*30}。

もっとも、前述の権利行使制限の抗弁における「中間説」
に対する懸念と同様に、権利の濫用は抽象的な概念であ
って、権利の濫用に当たるか否かを予測し難く、ひいては法

的安定性が損なわれるおそれもある^{*31}。

ここで、山崎裁判官が、補足意見において、商標権の行
使が権利の濫用になる場合を類型化して捉えることができ
ると述べている点が注目される。そのような類型化を図る
ことができれば、権利の濫用に当たるか否かを予測するこ
とができ、法的安定性の確保に資するであろう。

そこで検討するに、他者の周知商標について、剽窃的^{ひょうせつ}
に商標権を取得し、これを当該周知商標主に対して行使す
ることは、従前商標権の濫用とされてきたところである。す
なわち、他者の業務上の信用が化体している商標について
商標権を取得し、専らこれを当該周知商標主に対してその
事業を妨害したり、あるいは自らが不当な利益を得る目的
で行使すれば、それは商標権を周知商標主と不当な競業を
行うための攻撃手段として用いることになる。そのような
商標権の行使が権利の濫用になることは明らかである^{*32}。

ところで、本判決が、Yが本件各登録商標はY使用商標
との関係で4条1項10号に該当することを理由とする主
張を行っているため、同号に係る問題として権利濫用の抗
弁について判断したのはやむを得ないところである。また、
同号の該当性を問題とする限りは、Y使用商標が平成17年
登録商標の出願時および査定審決時において周知性を獲得
している必要があるため、その点について原審における審
理の不尽があるならば原判決の破棄差戻しは当然である。

しかしながら、仮にY使用商標が周知性を獲得していな
かったとしても、原審の認定事実によれば、XとYの間に
代理店契約を巡る紛争が生じ、XはYから代理店契約を巡
る訴訟を提起される前後に平成17年登録商標の商標登録
手続きを行っており、XはYとの間で成立した「エマック
ス」の商品名を使用しない旨の訴訟上の和解に反して、そ
の商品名を使用し続けていることなどに鑑みれば、十分に
前述の主観的な悪性および客観的な悪性を認めることがで
きる。すなわち、山崎裁判官が補足意見において示唆して
いるように、本件では、上記の諸点からも権利の濫用に当
たることを抗弁として主張する余地は十分にあらう。

以上のことから、登録商標に4条1項10号に該当する旨
の無効理由がある場合は、除斥期間の経過後であっても、
周知商標主は当該商標権に基づく自己に対する商標権に対
して、権利の濫用に当たる旨の抗弁を主張し得るとした本
判決は、その結論において妥当である。

（なかがわ きよむね）

- ※1) 飯田圭「商標の行使と商標登録の無効理由又は不使用取消理由について」牧野利秋他編『知的財産法の理論と実務第3巻〔商標法・不正競争防止法〕』（新日本法規・2007年）105頁、小野昌延他編『新・注解商標法』（青林書院・2016年）1411頁（村林隆一・井上裕史）、金井重彦他編『商標法コンメンタール』（レクスネクスジャパン・2015年）629頁（栗田昌裕）・742頁（眞島宏明）、釜田佳孝《判批》『三山峻司先生＝松村信夫先生還暦記念：最新知的財産判例集－未評釈判例を中心として』（青林書院・2011年）322頁、工藤莞司《判批》判評569号178～179頁、渋谷達紀『知的財産法講義Ⅲ（第2版）』（有斐閣・2008年）481頁、清水節「無効の抗弁」飯村敏明他編『リーガル・プロGRESSIP・シリーズ知的財産関係訴訟』（青林書院・2008年）130～131頁、茶園成樹「無効理由を有する商標権の行使」L&T No.43（論文①）53頁、茶園成樹「無効審判を請求することができない場合における無効の抗弁の主張の可否」工所法34号（論文②）186頁、茶園成樹編『商標法』（有斐閣・2014年）217頁、畑郁夫「権利濫用の抗弁から制限立法への変遷－主としてその系譜的考察」高林龍他編『知的財産法学の歴史的鳥瞰（現代知的財産法講座Ⅳ）』（日本評論社・2012年）87頁、平尾正樹『商標法（第2次改定版）』（2015年・学陽書房）406頁、宮脇正晴「商標法におけるキルビー抗弁・権利行使制限の抗弁（特104条の3抗弁）に関する問題点」別パテNo.2 246頁、村林隆一「特許法第104条の3の解釈論」パテVol.57 No.11 50頁、森《判批》別ジュリNo.188 67頁、当然無効の抗弁に係るものとして田村善之『商標法概説（第2版）』（有斐閣・2000年）313頁
- ※2) 清水節「知的財産権訴訟における最近の制度改正と裁判所の運用動向」ぷりずむVol.4 No.43 6頁、高部真規子「特許法104条の3を考える」知財政策学研究Vol.11 135頁、松井宏記「特許法104条の3の商標法における意義」別パテNo.2 266頁、三村量一「商標登録無効の抗弁と除斥期間」『中山信弘先生古稀記念論文集－はばたき－21世紀の知的財産法』（弘文堂・2015年）881頁、東京地裁知的財産権部との意見交換会（平成16年度）「知的財産訴訟の最近の実務の動向（5）（下）」判タNo.1179 61頁（三村量一発言）
- ※3) 岡田洋一「商標権侵害訴訟における除斥期間経過後の無効の抗弁」阪経法論71号80頁、小野昌延・三山峻司『新・商標法概説（第2版）』（青林書院・2013年）498頁、三山峻司《判批》知財Vol.57 No.3 443頁
- ※4) 裁判所ウェブサイト
- ※5) 裁判所ウェブサイト
- ※6) 判時1923号92頁
- ※7) 金井他編 前掲書742頁（眞島）、釜田 前掲判批322頁、渋谷 前掲書482頁
- ※8) 小野他編 前掲書1411頁（村林・井上）、清水 前掲論文125～126頁、茶園 前掲論文①54頁、畑 前掲論文73頁、平尾 前掲書406頁、森 前掲判批67頁、小野・三山 前掲書273頁、三山 前掲判批443頁
- ※9) 裁判所ウェブサイト
- ※10) 飯田 前掲論文105頁、小野他編 前掲書1411頁（村林・井上）、金井他編 前掲書629頁（栗田）・742頁（眞島）、釜田 前掲判批322頁、工藤 前掲判批178～179頁、渋谷 前掲書481頁、清水 前掲論文130～131頁、茶園編 前掲書217頁、畑 前掲論文87頁、平尾 前掲書406頁、村林 前掲論文50頁、森 前掲判批67頁
- ※11) 茶園編 前掲書217頁、森 前掲判批67頁
- ※12) 三村 前掲論文881～882頁、前掲意見交換会61頁における三村発言。許容説ではないが、茶園 前掲論文①52頁、茶園 前掲論文②175頁、岡田 前掲論文71号78頁
- ※13) 大渕哲也「特許権侵害訴訟と特許無効（2）」法教No.346 115頁、茶園前掲論文①175頁
- ※14) 金井他編 前掲書629頁（栗田）、渋谷 前掲書481頁、清水 前掲論文133頁、田村 前掲書313頁、茶園 前掲論文①53頁、茶園 前掲論文②186頁、茶園編 前掲書217頁、宮脇 前掲論文246頁、森 前掲判批67頁
- ※15) 網野誠『商標（第6版）』（有斐閣・2002年）958頁、特許庁編『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説（第20版）』（発明推進協会・2017年）1592～1593頁、田村 前掲書295頁、茶園 前掲論文①53頁、茶園 前掲論文②186頁、茶園編 前掲書142頁、平尾 前掲書498頁、宮脇 前掲論文246頁、森 前掲判批67頁、岡田 前掲論文79～80頁、小野・三山 前掲書498頁
- ※16) 高部 前掲論文266頁、前掲意見交換会61頁における三村発言
- ※17) 清水 前掲論文6頁、松井 前掲論文266頁
- ※18) 高部真規子《判解》最判解民・平成12年度（法曹会・2000年）444～445頁
- ※19) 金井他編 前掲書742頁（眞島）
- ※20) 特許庁編 前掲書1482～1483頁
- ※21) 岡田 前掲論文80頁
- ※22) 除斥期間の経過後は権利行使制限の抗弁が一律に成立するのは妥当でないとの趣旨であるが、小野・三山 前掲書272頁、三山 前掲判批443頁
- ※23) 網野 前掲書350頁、茶園編 前掲書61頁、平尾 前掲書170頁、特許庁編 前掲書1412頁
- ※24) 釜田 前掲判批323頁
- ※25) 渋谷 前掲書482頁
- ※26) 東京地判平成21年3月12日「上原真佐喜事件」（裁判所ウェブサイト）、東京平成12年3月23日「[Juventus事件]」（判時1717号132頁）、小野・三山 前掲書273頁
- ※27) 小野他編 前掲書1411頁（村林・井上）
- ※28) 白川和子《判批》ジュリNo.174 73頁、清水 前掲論文125～126頁
- ※29) 前掲「グレイブガーデン事件」
- ※30) 高部真規子「商標権の行使と権利の濫用」牧野利秋他編『知的財産法の理論と実務第3巻〔商標法・不正競争防止法〕』（新日本法規・2007年）123頁、茶園編 前掲書219頁、宮脇 前掲論文244頁
- ※31) 小野・三山 前掲書273頁
- ※32) 東京高判昭和30年6月28日「天の川事件」（判時58号9頁）、東京高判昭和37年2月27日「サンリョウパック事件」（工所法2855の2頁）をはじめとする従前の多数の事例、木村三郎「商標登録における悪意の先願者」パテVol.34 No.1 10～11頁、宮脇正晴《判批》特研No.37 54・56頁、満田重昭《判批》『判例商標法－村林隆一先生還暦記念論文集』（発明協会・1991年）737頁、白川 前掲判批73頁、茶園編 前掲書219頁、平尾 前掲書421頁